

鶴ヶ島市監査委員告示第 17 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、監査を実施したので同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 26 日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和 2 年鶴ヶ島市監査委員告示第 6 号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第 4 項の規定による監査）

3 監査の対象

- （1）健康部 保健センター
- （2）福祉部 福祉政策課
- （3）福祉部 障害者福祉課

4 監査の着眼点

令和 4 年度（4 月から 9 月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 401会議室

日程：令和4年11月9日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 健康部 保健センター

ア 主要事務事業

令和4年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 妊婦健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査経費

妊産婦の健康の保持及び増進を図り、経済的負担の軽減を図るため、健診費用の助成を行うための経費。

9月末現在の助成件数は、妊婦健診件数3,289件、新生児聴覚検査166件、産婦健診144件である。

今後も引き続き妊産婦健診や検査費用の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を維持していく。

(イ) がん予防対策経費

市民が健康でいきいきと生活できるよう、疾病を早期に発見し、健康保持・増進を図るため、肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん、大腸がんの各種検診を実施し、特定の対象者に乳がん、子宮頸がんの無料クーポン券を送付するための経費。

9月末現在の検診受診者数は、肺がん1,120人、胃がん499人、乳がん366人、子宮頸がん309人、大腸がん2,415人である。また、乳がん、子宮頸がんの無料クーポン券を、合計730人に送付している。

今後も、がんの早期発見とがんに関する正しい健康意識の普及啓発に努め、市民の健康保持を増進していく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

概ね適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

備品の購入において、本来は補正予算で対応すべきところを、予算流用していた事案があった。今後は適正な事務執行に努められたい。

(2) 福祉部 福祉政策課

ア 主要事務事業

令和4年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 民生委員・児童委員連合協議会補助金

鶴ヶ島市民生委員・児童委員連合協議会の運営に要する経費を補助することにより、当該協議会の活動を促進し、地域社会の福祉増進を図るものである。

9月末現在の民生委員の定数は107人、主任児童委員の定数は8人である。

地域社会の福祉増進に寄与するため、今後も支援を継続する。

(イ) 生活保護費

日本国憲法第25条及び生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図るものである。生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類がある。

9月末現在の受給世帯は575世帯、受給者数は721人である。

今後も生活保護制度に基づき、適正に保護を実施していく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

単価契約の契約書において、記載誤り及び必要書類の添付漏れがあった。今後は適正な事務執行に努められたい。

(3) 福祉部 障害者福祉課

ア 主要事務事業

令和4年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 障害者自立支援給付等経費

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所給付、障害児相談支援給付を行うための経費。

9月末現在の支給対象者数（補装具費は件数）は、介護給付費・訓練等給付費等579人、特定障害者特別給付費84人、自立支援医療費156人、補装具費54件である。

今後も、障害者総合支援法等関係法令及び鶴ヶ島市障害者支援計画等に基づき事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

(イ) 重度障害者医療費助成経費

重度心身障害者に対し、各保険法に基づく医療の給付に係る一部負担金を支給することにより、重度心身障害者の福祉の増進を図る経費。

対象者は身体障害者1級・2級・3級所持者、療育手帳○A・A・B所持者、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた者である（所得制限あり）。

9月末現在の支給対象者は1,103人、助成額は56,988,395円である。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

単価契約の契約書において記載を誤った事案があった。今後は適正な事務執行に努められたい。